

様式第 26 (第 4 条第 1 項、第 22 条の 2 第 1 項、第 22 条の 4 第 1 項、第 23 条第 1 項及び第 24 条第 1 項関係)

試 (採) 掘区域図 (世界測地系)

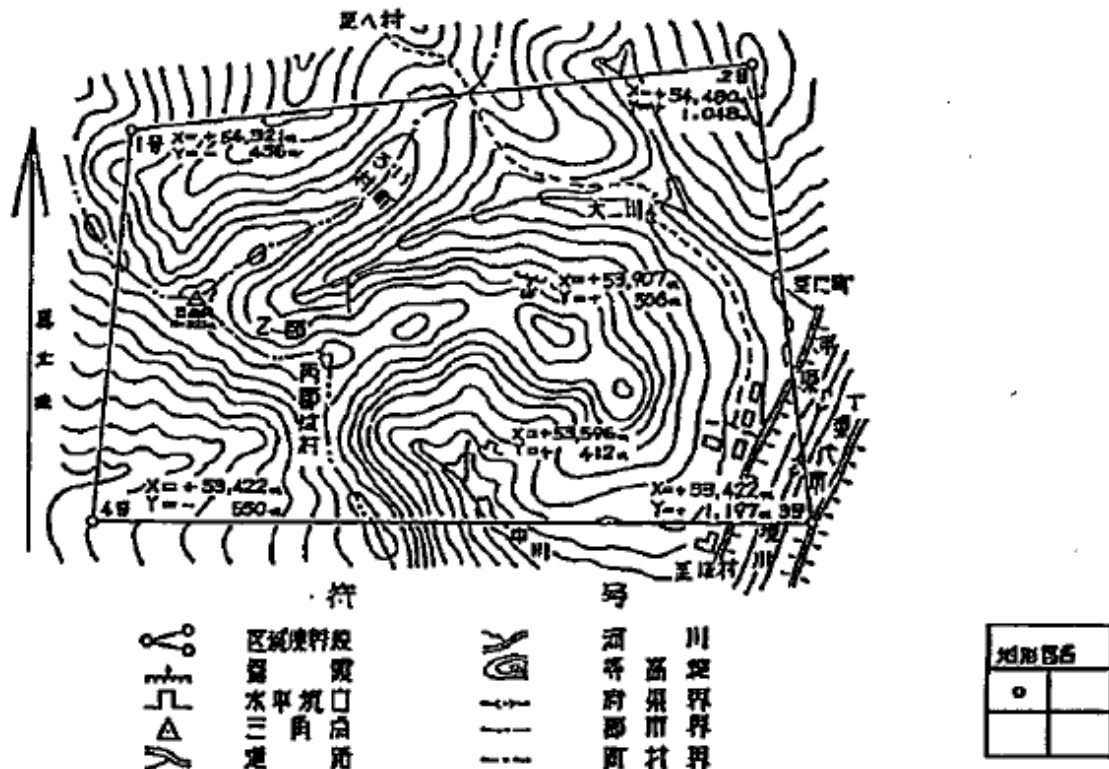
縮尺

年 月 日出願

住所

試 (採) 掘出願人 氏名又は名称

- 1 出願又は申請の区域の所在地
- 2 出願又は申請の区域の面積
- 3 目的とする鉱物の名称
- 4 平面直角座標系の系番号



備考

- 1 試 (採) 掘区域図 (世界測地系) は、上記の例により作成すること。
- 2 区域図の縮尺は、10,000 分の 1 とすること。ただし、法第 21 条第 1 項に基づいて設定された鉱区においては、その区域の面積が 20 ヘクタール未満のとき又は縮尺 10,000 分の 1 によつては区域が明示し難いときは、5,000 分の 1 とすることができる。法第 40 条第 3 項若しくは第 7 項又は法第 41 条第 1 項に基づいて設定された鉱区においては、10,000 分の 1 によつては区域が明示し難いときは、縮尺を明記の上、適宜の縮尺によること。
- 3 地形図名欄には、試 (採) 掘出願地を含む国土地理院発行の 50,000 分の 1 地形図が発行されている区域の場合は、その図名を記載し、さらに、当該出願地の位置が当該地形図を 4 等分した区画のうち、いずれの区画に該当するかを○印で表示すること。
- 4 符号は、国土地理院発行の 50,000 分の 1 の地形図の図式記号及び日本工業規格鉱山記号 (JIS M 0101) によること。
- 5 符号のうち、次に掲げるものは、それぞれの色別によること。

赤色・・・三角点の標高、真北線、出願の区域の頂点及びその番号、頂点の座標値、境界線

青色・・・河川、湿地、湖沼、海岸線

かつ色・・・道路

黒色・・・三角点、等高線

- 6 用紙は、上質紙、和紙、合成紙その他の長期保存に適したものをを用いること。
- 7 記載には、印刷インク、ボールペン（水性かつ染料を使用したものを除く。）、絵具、墨その他の退色し、又は消失しないものをを用いること。
- 8 肩書は、原則として、図面左上に書くこと。